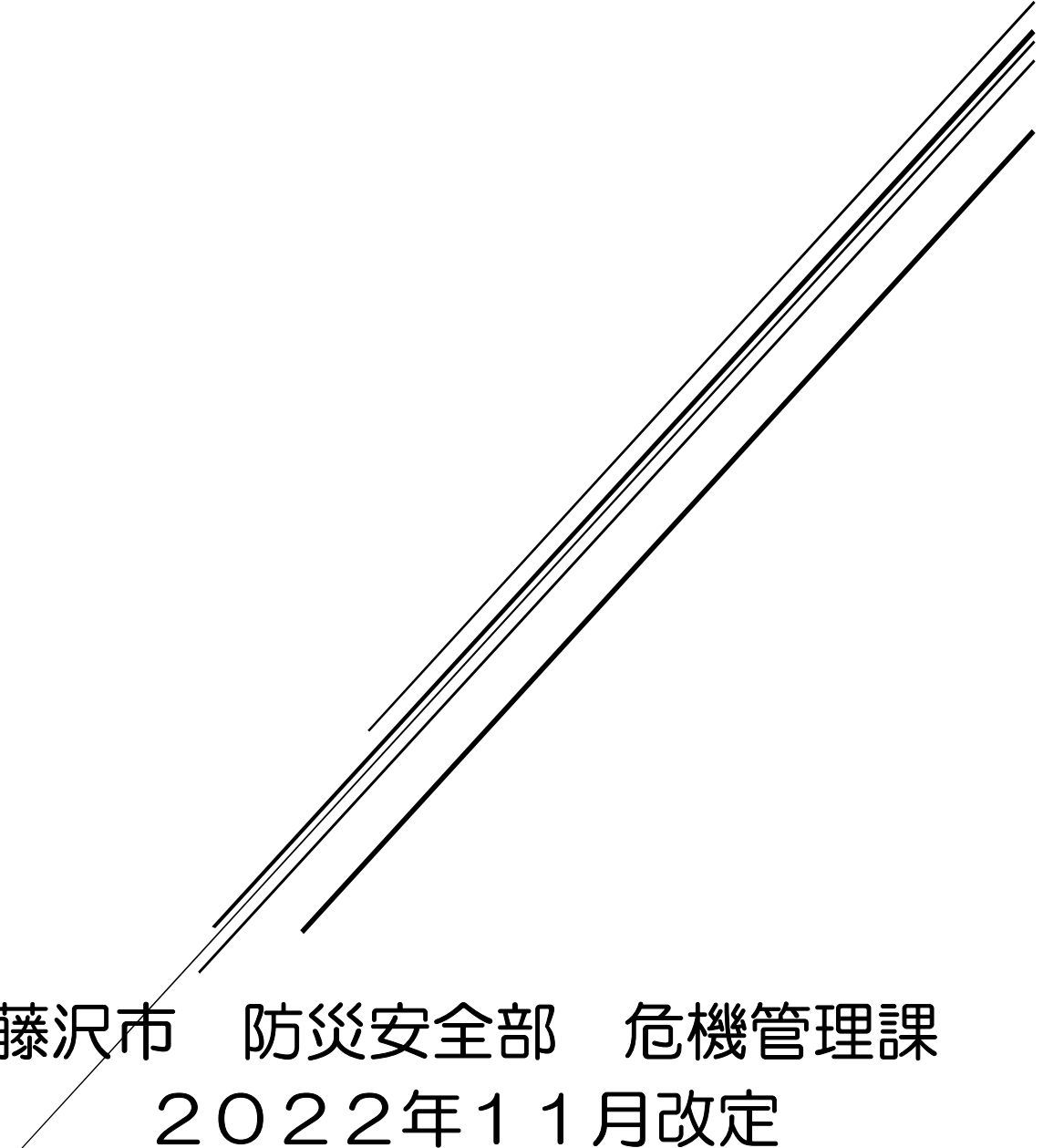


感染症対策を踏まえた 避難所等開設運営マニュアル



藤沢市 防災安全部 危機管理課
2022年11月改定

目次

I	目的・方針	1
1	目的	1
2	方針	1
3	対象とする避難所等	1
4	マニュアルの位置づけ	1
5	マニュアルの改訂	1
II	事前準備	2
1	感染症対策資機材の確保	2
2	避難所等の拡充や専用スペースの確保	3
3	住民への周知等	3
III	災害時の対応	3
1	従事職員等の安全対策	3
2	用語の定義	3
3	避難所等の感染症対策	3
IV	その他ルール	9
1	指定避難所	9
2	指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）	9
	別紙1	11
	別紙2	24

I 目的・方針

1 目的

従来の避難所等の運営は、三密（密閉・密集・密接）になりやすい環境であり、新型コロナウイルス感染症の現下の状況やあらゆる感染症を考慮すると、避難所等の運営においても感染症対策は必須となります。

このマニュアルは、避難所等における感染リスクを低減し、避難者及び避難所等の運営に従事する職員等の安全を守るために策定するものです。

2 方針

本市の方針は、神奈川県が令和4年8月に示した「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」を踏まえ、次のとおりとします。

(1) 自宅療養者は、基本的に避難所に（事前連絡なしに）避難してくる可能性があります。

(2) 感染者・感染症の疑いがある方とない方との接触機会を可能な限り避けます。特に感染リスクの高い方（要配慮者）への対策に配慮します。

3 対象とする避難所等

指定緊急避難場所（大規模火災）を除く全ての避難所等に適用します。

4 マニュアルの位置づけ

(1) 指定避難所

本マニュアルを藤沢市避難所運営マニュアルの別冊感染症対策編とし、施設ごとに本内容を盛り込むものとし、本マニュアルの様式は、必要に応じて活用するものとします。

(2) 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）

本マニュアルを「指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）ルールブック（従事職員用）」として、開設時に活用します。

(3) 福祉避難所（一次）

本マニュアルに準じて、開設時に活用します。

5 マニュアルの改訂

このマニュアルは、感染症の状況や避難所等の運営状況を踏まえ、随時改訂します。

II 事前準備

1 感染症対策資機材の確保

感染症対策として次の資機材を順次整備しています。なお、この資機材は、災害種別に関わらず避難所等の開設時に使用できるものとします。

2021年4月現在

No.	品名	用途等	配備有無
1	パーティション（室内用テント）	専用スペース用	有
2	パーティション（間仕切りシステム）	要配慮者用のスペース	有
3	簡易ベッド	パーティション1張につき1個整備	有
4	ゴーグル	感染防止用	有
5	マスク（避難者用）	感染防止用	有
6	マスク	感染防止用	有
7	手袋	感染防止用	有
8	フェイスシールド（追加あり）	感染防止用	有
9	合羽	感染防止用	有
10	養生テープ	区画表示用	有
11	アルコール消毒液	感染防止用	有
12	非接触型温度計	受付時等の検温用	有
13	非接触型体温計	受付時等の検温用	有
14	ハンドソープ	手指の衛生確保	有
15	ハンドソープ（詰め替え用）	手指の衛生確保	有
16	キッチンペーパー	消毒作業用	有
17	ビニール袋中	避難者の靴を収納する袋	有
18	ビニール袋大	手袋、マスク等を捨てる袋	有
19	受付用アクリル板	総合受付用	有
20	送風機（市内小中学校54校に2台ずつ配備）	換気用	有
21	サンダル	トイレ用	有
22	使い捨て鉛筆（追加あり）	避難者使用	有
23	ゴム手袋	感染防止用	有
24	ハイター	消毒作業用	有
25	ハイター用ボトル	消毒作業用	有
26	バケツ	消毒作業用	有
27	便座用消毒液	消毒作業用	有
28	ホワイトボード	伝達用	有
30	かご付きカート	資機材収納用	有
31	収納ケース	資機材収納用	有
32	ポリ袋	合羽代替	有

※ 配備数については、別途危機管理課から連絡します。

※ 資機材に不足が生じる場合の連絡は、次のとおりです。

（平常時）地区防災拠点本部 → 危機管理課

（災害時）避難所等 → 地区防災拠点本部 → 本部事務局

※ No.2の予備については、六会中学校及び本庁舎の2箇所に保管します。

※ 取扱要領は、別紙1のとおり

- 2 避難所等の拡充や専用スペースの確保
防災安全部は、関係部局と協力し、施設管理者と調整を進めます。
- 3 住民への周知等
広報ふじさわや市公式ホームページに公開するなど、市民への事前周知を実施しているところではありますが、引き続き避難行動の周知を進めます。

Ⅲ 災害時の対応

- 1 従事職員等の安全対策
 - (1) マスク、フェイスシールド
 - (2) 手洗い・うがいをこまめに行い、適宜アルコール消毒液で手指消毒を行ってください。
 - (3) 定期的に検温を行い、自身の体調変化に注意してください。
 - (4) 発熱、咳等の症状がある場合や体調不良により継続して従事することが困難な場合は、直ちに業務を中断し、地区防災拠点本部に連絡してください。
- 2 用語の定義
 - (1) 事前受付
避難者の体調確認を行い、感染者・感染症の疑いがある方を把握する場所をいう。
 - (2) 受付
事前受付後に避難者の詳細情報（要配慮者）を把握する場所をいう。（専用スペースの避難者情報の把握も含む）
 - (3) 一般スペース
感染症の疑いがない方が避難する場所をいう。
 - (4) 専用スペース
感染者・感染症の疑いがある方が避難する場所をいう。
 - (5) 要配慮者
高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児・基礎疾患を有する方・その他特に配慮を要する方をいう。
- 3 避難所等の感染症対策
避難者の熱、咳、肌の発疹・ただれ、開放創、嘔吐、下痢等の症状を把握し、一般スペース及び専用スペースを設け、症状のない方との接触機会を可能な限り避けます。

(1) 開設前準備（別図1、2）

ア 事前受付の準備

(ア) 設置場所

避難スペース外に設置することを基本とし、避難スペース（一般または専用）への振分けを行います。

(イ) 使用資機材

非接触型温度計または体温計・机・【様式1】「事前受付チェック表」・【様式3】「避難者受付表（専用・一般）」

イ 受付の準備

(ア) 設置場所

一般スペース内に設置してください。

(イ) 使用資機材

机・受付用アクリル板・【様式2】「要配慮者確認票」・【様式3】「避難者受付表（専用・一般）」

ウ 避難スペース

(ア) 一般スペースの準備

専用スペース以外の方用（要配慮者スペースを含む）の避難する場所を準備してください。

(イ) 専用スペース（一時待機場所を含む）の準備

一般スペースと別の建物または部屋に感染者・感染症疑いのある方が避難する場所に準備してください。

なお、一時待機場所は、椅子のみを設置します。

【別の部屋に専用スペースを設けることができない場合の留意事項】

- ・一般スペースと入口を別にしてください。
- ・可能な限り一般スペースとの距離を確保し、間仕切り等で区画をしてください。

エ 施設確認

【様式4】「避難所等換気・消毒チェックシート」を用いて、換気可能な窓等及び定期消毒箇所の確認を行う。

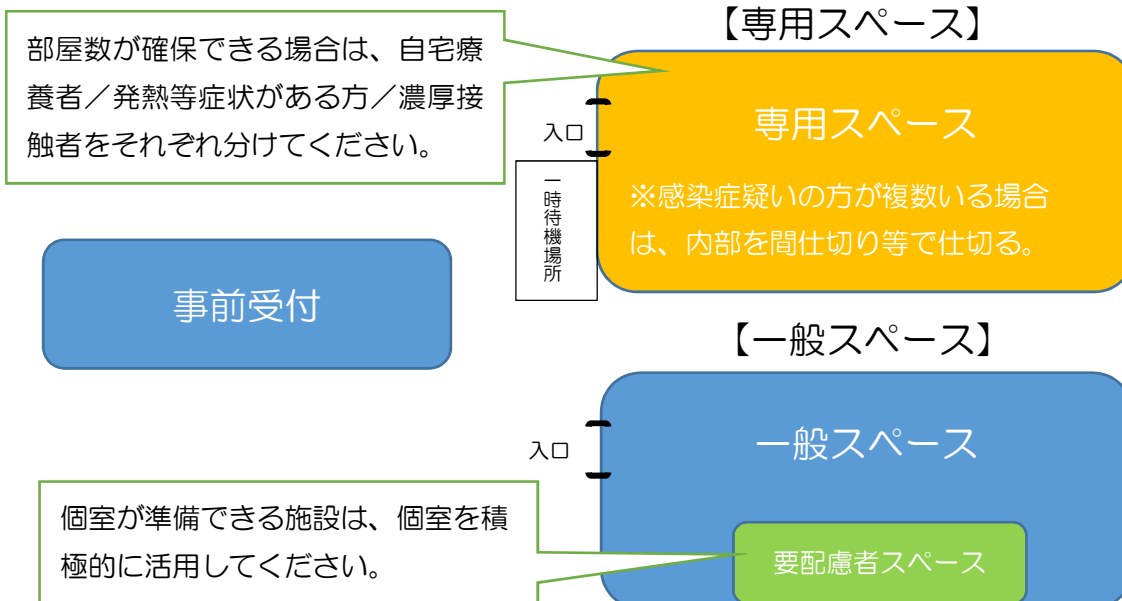
オ 資機材の準備

感染症対策に必要な資機材を防災倉庫等から準備し、設置するとともに、機器の動作確認を行う。

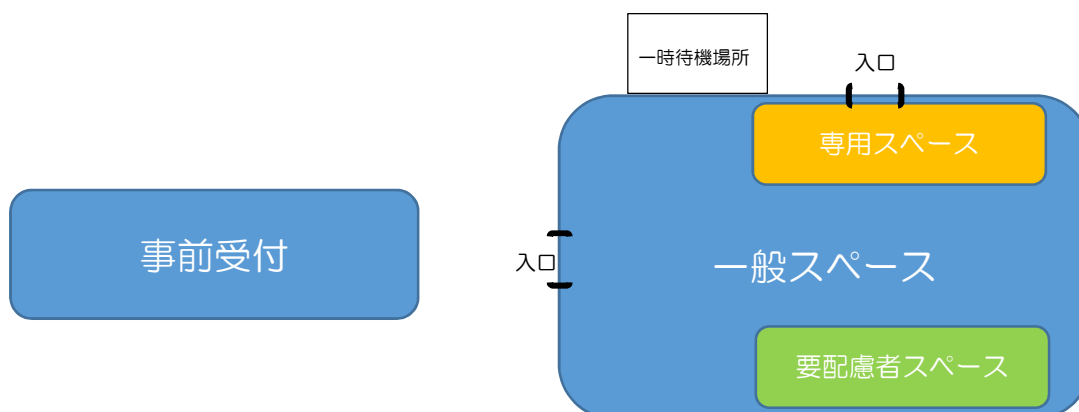
カ 通路、階段及びトイレ

一般スペース及び専用スペースそれぞれに確保することが望ましいが、物理的に不可能な場合などは、一般スペースの避難者と接触する機会を可能な限り避ける等の配慮が必要です。

別図1 【専用スペースと一般スペースを分けることができる場合の例】



別図2 【専用スペースと一般スペースを分けることができない場合の例】



(2) 受付・案内【別図3】

ア 事前受付

(ア) 個人装備

マスク・フェイスシールド

(イ) 要領

従事職員2人以上（内1人は誘導員）を配置し、避難者に対して、検温および【様式1】「事前受付チェック表」を用いて、健康状態を聞き取り、一般スペースまたは専用スペースへの案内をします。

なお、検温や【様式1】「事前受付チェック表」に該当項目がある避難者は、従事職員（誘導員）が基礎疾患等の有無およびその症状が基礎疾患によるものであるか否かを確認。基礎疾患※₁によるのであれば、

受付へ案内※₂し、それ以外であれば、専用スペースへ案内をする。

※1 例として、咳症状があるが喘息によるものである場合等は、専用スペースではなく、一般スペースへ案内します。

※2 事前受付で基礎疾患を把握した場合の受付への案内方法としては、可能であれば、従事職員が付き添い受付に伝言する。なお、状況により難しいのであれば、避難者本人が1人で向かい申告してもらう。

イ 受付

(ア) 個人装備

マスク・フェイスシールド

(イ) 要領

従事職員を1人以上配置し、【様式2】「要配慮者確認票」及び【様式3】「避難者受付表（専用・一般）」を用いて受付を実施。（専用スペースの受付人数も把握してください）

受付表と避難者を紐づけし、また、連絡先を把握することを目的に【様式5】「番号札及び氏名・連絡先記入シート」を配布してください。

ウ 専用スペース

(ア) 個人装備

マスク・フェイスシールド

※ゴム手袋・合羽は、避難者と接触する時など、必要に応じて使用

(イ) 案内等

事前受付から従事職員が案内し、専用スペース前の一時待機場所で【様式3】「避難者受付表（専用・一般）」を用いて受付を実施。

受付表と避難者を紐づけし、また、連絡先を把握することを目的に【様式5】「番号札及び氏名・連絡先記入シート」を配布してください。

(ウ) 体調確認

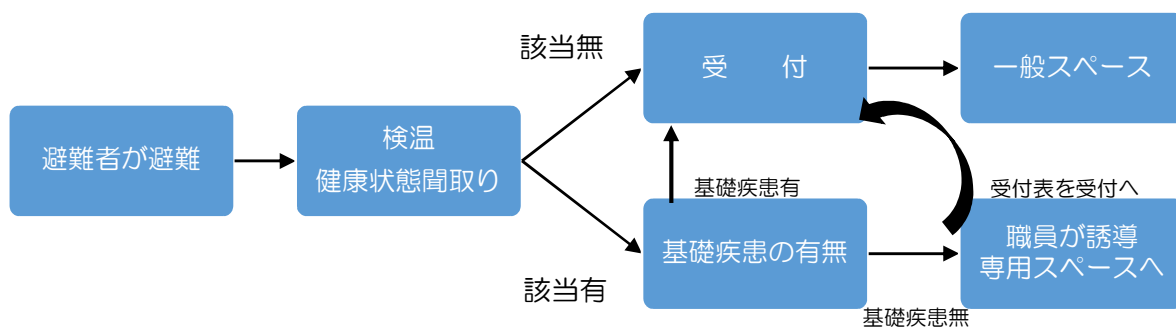
定期的な体調確認を【様式6】「体調確認シート」を避難者に渡し、自身で体調管理をするよう案内してください。

なお、体調変化や悪化が懸念される場合などは、地区防災拠点本部に連絡または、119番通報を行い、傷病程度を明確にお伝えください。

(エ) スペース内の避難者との接触

専用スペース内の方との連絡は、ホワイトボード及び紙等のやり取りのみで実施するものとし、従事職員は、専用スペース内の避難者と可能な限り接触することがないように努めてください。

別図3【避難者の事前受付→受付の流れ】



(3) 避難スペースの設定

ア 一般スペース

(ア) 避難可能目安

令和2年7月29日改定「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の屋内イベント開催時における収容率を参考に、各施設収容人員の50%以内を避難可能目安とします。

(イ) 区画 (別図4・5)

当初の区画方法については、養生テープ等の簡易区画表示とし、一般の避難者同士の距離をできるだけ2m以上（最低1m）をあげ、また1区画を3m角（1家族の状況により大きさを変更する）で設定してください。

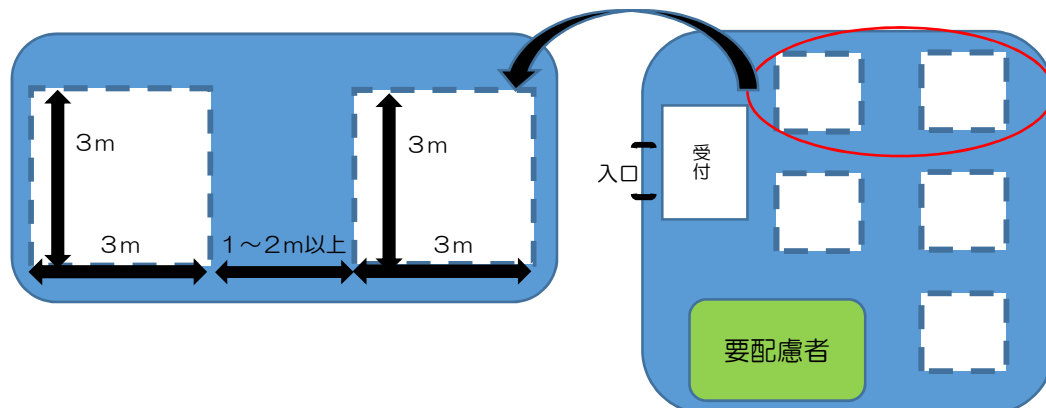
なお、間仕切り等が準備できた場合は、通路のみ2m以上（最低1m）確保してください。

(ウ) 要配慮者（施設ごとに要配慮者専用個室を設けている場合がある。）

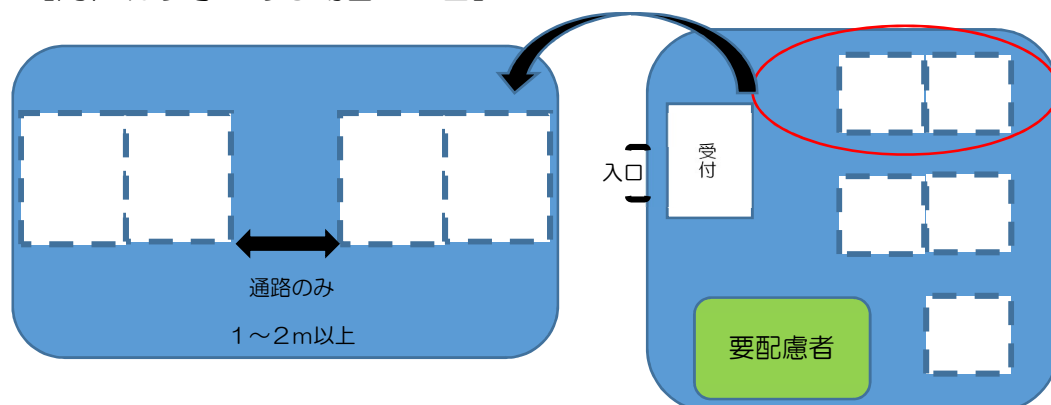
一般スペース内に要配慮者用のエリア等を設定してください。

設定する位置は、受付に近い位置（入口付近）が望ましいですが、施設の環境（換気状況やお手洗いの位置等）に合わせて設定することを考慮してください。

別図4【間仕切り等がない場合の区画】



別図5【間仕切り等がある場合の区画】



(4) 衛生環境の維持

ア 避難所等の消毒

物品および施設等を【様式4】「避難所等換気・消毒チェックシート」を用いて定期的に消毒を実施してください。

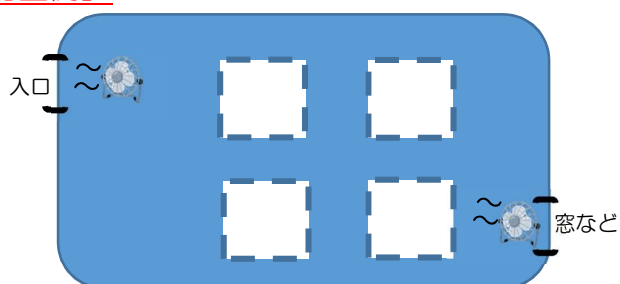
なお、詳細は、別紙2「避難所等の消毒等に関する考え方」を参照してください。

イ 避難所等の換気

常時、窓を開け外気を取り入れることが望ましいが、台風などの風水害時は、風雨の影響が少ない窓を探して開けるなど、【様式4】「避難所等換気・消毒チェックシート」を用いて定期的に換気を実施してください。

なお、市内小中学校54校に配備されている大型送風機2台を活用して、外気を循環してください。

【送風機の配置例】



(5) 避難所等閉鎖

ア 撤去作業（換気・消毒含む）

マスク・ゴム手袋を着用して、実施してください。

イ 受付表等の回収

【様式3】「避難者受付表（専用・一般）」および【様式5】「番号札及び氏名・連絡先記入シート」の氏名・連絡先記入シート部分を回収し、地区防災拠点本部を経由して危機管理課に提出してください。

ウ ゴミの対応

原則、一般ゴミとして廃棄してください。

(6) その他

避難所等を開設・運営する上で、関係部局との調整が必要な場合は、地区防災拠点本部を経由して、本部事務局に連絡してください。

IV その他ルール

1 指定避難所

施設ごとに作成されている避難所運営マニュアルのとおりとします。

2 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）

2020年6月に「水害避難所基本ルールブック」を作成し、市民に周知をしています。

(1) 全般

ア 施設内設備等

施設内の電源・設備は、原則使用禁止。

ただし、水道水については、利用していただいて問題ありません。

イ 備蓄物品（水・毛布・食料等）

備蓄物品は、指定避難所開設用のため、原則提供しません。

ウ 個人持ち込み品

大幅にスペースを確保しない限り、避難所内で各自持ち込みテントを使用することは問題ありません。

エ 土足エリア

避難所スペースを土足禁止にできない場合は、トイレにスリッパを用意するなど、土足エリアに配慮してください。

オ ゴミ

各自で持ち帰るように案内してください。

カ 消灯時間

原則として、午後 10 時から午前 6 時とします。

消灯後も、安全確保のため一部箇所の照明を点灯してください。

(2) 車両での避難

秋葉台文化体育館及び市が協定を締結した民間商業施設に限り車両での避難が可能となりました。対象施設は市公式ホームページをご覧ください。

なお、要配慮者（下肢に障がいがある方や妊婦、乳幼児を抱えた方等）、徒歩での避難が難しい方に限り、施設によっては車両での避難を可能としています

(3) 車両のみの避難

上記（2）同様に秋葉台文化体育館及び対象民間商業施設に限り、可能となりました。

(4) ペットの避難

受け入れができる施設は、必ず飼い主の名前を記載したテープを貼ったケージ等にペットを入れ、ペット避難スペースに避難させてください。

なお、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬等）は全ての避難所で同伴可能ですが、他の避難者がアレルギー症状等の可能性がある場合には、別室での避難等の配慮をお願いします。

また、退所時はペット避難スペース周辺の清掃を必ず行ってから退所するように、案内してください。

※ペットに必要なもの（ペットフードやシート等）は各自で用意するよう案内してください。

以 上

No.1-1パーティション（室内用テント）



1 収納状況



2 収納状況



3 収納状況



4 展開状況



5 骨組み組立



6 骨組み組立



7 骨組み完成



8 屋根取付



9 屋根完成



10 目隠し取付



11 目隠し取付

No.1-2パーティション（室内用テント）



1 収納状況



2 展開状況



3 展開状況



4 設置状況



5 設置状況
(使用イメージ)



6 収納状況
(対角を合わせる)



7 収納状況
(両端を合わせる)



8 収納状況
(対角を合わせる)



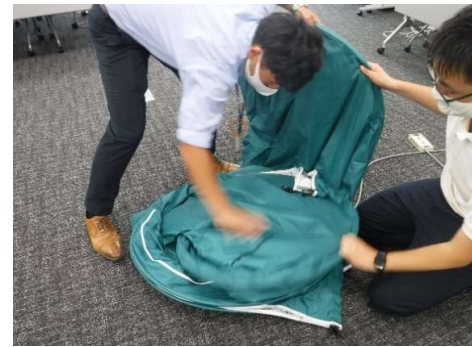
9 収納状況
(対角を合わせた状態)



10 収納状況
(角を中へ押し込む)



11 収納状況
(角を中へ押し込む)



12 収納状況



13 収納状況



14 収納状況

No.2-1 パーティション1区画（間仕切りシステム）



1 1セットに必要な柱紙管



2 組立



3 組立



4 組立



5 組立完成



6 カーテン取付
(安全ピンで行う)



7 カーテン取付状況



8 延長用紙管



9 延長に必要な柱紙管



10 延長組立



11 延長組立



12 延長組立
(以下、2~4を行う)

No.2-2 パーティション2区画（間仕切りシステム）



1 1セットに必要な柱紙管



2 組立
（初めに1区画を設営する）



3 組立
（初めに1区画を設営する）



4 1区画完成
（延長用紙管取付）



5 組立
（2区画目を設営する）



6 組立完成

※1 組立方法は、No.2-1 パーティション1区画（間仕切りシステム）3及び4を参照してください。

※2 カーテン取付方法は、No.2-1 パーティション1区画（間仕切りシステム）6及び7を参照してください。

No.2-4 パーティション4区画（間仕切りシステム）



1 1セットに必要な柱紙管



2 2区画設営
（延長用紙管取付）



3 組立



4 組立



5 組立



6 組立完成

※1 組立方法は、No.2-1パーティション1区画（間仕切りシステム）3及び4を、No.2-2パーティション2区画（間仕切りシステム）5を参照してください。

※2 カーテン取付方法は、No.2-1パーティション1区画（間仕切りシステム）6及び7を参照してください。

No.3 簡易ベッド



1 収納状況



2 収納状況



3 展開状況



4 展開状況



5 設営状況



6 設営時留意事項
(固定金具のロック確認)



7 枕設置状況



8 使用イメージ

No.9 雨具等



感染防止衣セット



感染防止衣セット



1 インナー手袋は、アンダーウェアの袖口を覆う



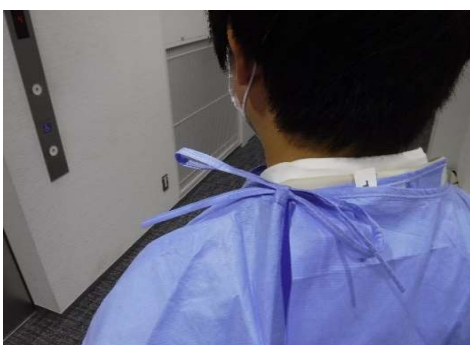
2ズボンをはく



3 ガウンを背中側から着用



4 ガウン着用後のインナー手袋



5 首後部の面ファスナーを止め、ひもを結ぶ



6 ウエスト内部のひもを結ぶ



7 ウエスト脇部のひもを結ぶ



8 マスクを着用



9 キャップを被る



10 ゴーグルを着用



11ズボンの裾を覆うように
シューズカバーを履く



12 アウター手袋は、
ガウンの袖口を覆う



13 着用完成 (前面)



14 着用完成 (後面)



15 手首近くの縁の
外側つまんで、外す



16 手首の下に滑り込ませ外す



17 外側と内側のウエスト
ひもを外す



18 首後部のひもと
面ファスナーを外す



19 首と肩から脱ぐ



20 外側を内側へ巻込む



21 ひもをほどく



22 内側を表にしながら脱ぐ



23 ズボンを脱ぐ



24 内側を表にする



25 ゴーグルを押さえながら、
ゴムバンドを持ち上げる
(キャップも脱ぐ)



26 アウター手袋と同様



27 アウター手袋と同様



28 ゴムバンドを外し、脱ぐ

避難所等の消毒等に関する考え方

避難所等における消毒（開設中及び閉鎖後）の考え方

●新型コロナウイルスだけでなく、様々な感染症の対策として共通な考え方である。過去に、他県での大規模災害時の避難所で、ノロウイルス感染症やインフルエンザの流行した事例があった。

●現状、新型コロナウイルス感染症の陽性患者が避難所等へ避難することは想定していない。（専門施設や病院へ避難するように要請している。）無症状で気が付いていない避難者の存在は否定できないが、不特定多数の人が利用する施設と同様の扱いと考える。避難所等における消毒は、専門業者等を派遣するわけではなく、従事職員等で実施する。

（※避難者から新型コロナウイルス感染症陽性患者が発生した場合は別途）

施設閉鎖後の消毒作業

【消毒液】微酸性電解水（微酸性次亜塩素酸水）、消毒用エタノール70%または、次亜塩素酸ナトリウム0.05%（ミルトン®、ピューラックス®、テキサント®、ハイポライト®など）

【消毒箇所】利用した範囲で、手指が頻繁に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー）を中心に消毒を行う。

【消毒時の装備】マスク、目の保護具（ゴーグル、フェイスガードなど）、掃除用手袋（手首を覆えるもの。使い捨てビニール手袋でも可）を適切に選択して着用する。

【消毒方法】消毒液を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所を満遍なく拭く方法が望まれる。

微酸性電解水を使用する場合は、予め汚れを落としてから使用。

0.05%次亜塩素酸ナトリウムで清拭後は、水拭きを行う。

消毒剤の噴霧は不完全な消毒やウイルスの舞い上がりを招く可能性があり推奨しない。

（参考資料）

- 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第2版）内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
- 厚生労働省ホームページ

参考 以下日本感染症学会『避難所における感染症対策マニュアル』より

避難所での一般的な感染対策（感染予防のための8か条）

- 1 食事は可能な限り加熱したものをとる
- 2 安心して飲める水だけを飲用とし、きれいなコップで飲みましょう
- 3 ご飯の前、トイレ後には手を洗いましょう（水やアルコール手指消毒）
- 4 おむつは所定の場所に捨ててよく手を洗いましょう（指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）は自分で適切に処理）
- 5 咳が出るときは周りに飛ばさない様に口を覆いましょう（咳エチケット・マスク着用）
- 6 熱っぽい、のどが痛い、咳、けが、嘔吐、下痢などがあるときは特に周りに同じ症状が増えているときには拠点本部や対策本部と相談してください。
- 7 熱や咳が出ている人、介護する人はなるべくマスクをしてください。
- 8 次の症状がある場合には、早めに医療機関での治療が必要な場合があります。医師や看護師に相談の必要があるので119番通報又は、拠点本部や対策本部と相談してください。
・咳がひどいとき、黄色い痰が多くなっている場合、息苦しい場合、呼吸が荒い場合、ぐったりしている、顔色が悪い場合

感染対策のポイント

- 1 避難所における感染症予防のポスターや手指衛生、咳エチケットのポスターを多くの人の目に入る場所（入口、掲示板など）や伝播リスクの高い場所（トイレや手洗い場など）に貼る。（例：感染予防のための8か条）
- 2 アルコール手指消毒薬を入り口やトイレなど、多くの人を使用する箇所に複数設置する。
- 3 施設として可能な場合は、定期的（午前と午後に関一回など）に窓、あるいはドアを開け換気をおこなう。
- 4 避難所の居住区では、個人間もしくは家族間の距離を十分（2m、最低限1m）保つことが望ましい。（特に換気が不良な場合）
- 5 おむつの交換を行った際は、手洗いを励行し、おむつは専用の場所に廃棄する。（指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）は自分で適切に処理）
- 6 発熱や下痢など体調の変化が見られた場合には、必ず体調管理を行う係に連絡する。
- 7 職員、ボランティアなどのスタッフは、手洗いとマスク着用を励行し、感冒症状を含め、感染症の症状がある際には、避難所に行かない。
- 8 避難所の感染管理上のリスクを定期的に評価し、感染管理上の問題点を把握する。
- 9 避難所は、自治的に役割分担を行い、各人の健康状態を把握し、調理・配膳係、トイレなどの衛生状態の改善・維持、感染管理に必要な物品（石鹸やアルコール手指消毒薬、マスク、使い捨ての手袋、食器類、ペーパータオル、ごみ袋、消毒液、体温計など）の調達状況を確認する。
- 10 治療が必要な感染症患者が発生した場合に、搬送する医療機関への連絡体制を構築する。（避難所等→拠点施設→災害対策本部）

（参考）『県避難所運営ガイドライン』（R2年6月） 8 基本的な感染症対策の徹底